

銚子市電子調達システム運用基準

平成23年 5月20日制定

平成30年 3月31日最終改正

1 総則

1-1 趣旨

この運用基準は、銚子市電子調達システムの適切かつ円滑な運用を図るため、関係法令、銚子市契約規則（平成19年銚子市規則第33号）、銚子市電子入札約款等に定めるもののほか、電子入札の事務処理に必要な事項を定めるものとする。

1-2 用語の意義

(1) 銚子市電子調達システム

銚子市の契約（財産の売払いを除く。）に係る入札を処理するシステムで「電子入札システム」、「入札情報サービス」及び「入札参加資格申請システム」をもって構成される。

なお、銚子市電子調達システムは、千葉県内の市町村が共同で利用する「ちば電子調達システム」を利用するものとする。

(2) 電子入札システム

入札案件の登録から入札書の提出や受理並びに落札者の決定までの事務（以下「入開札事務」という。）をコンピュータとネットワーク（インターネット等）を利用して処理するシステムをいう。

(3) 入札情報サービス

発注見通し、入札公告及び入札結果等に関する情報をインターネット上に公表するシステムをいう。

(4) 入札参加資格申請システム

入札参加希望業者が入札に参加するため、入札参加資格者名簿へコンピュータとネットワーク（インターネット等）を利用して登録申請を行うシステムをいう。

(5) 入札参加資格者名簿

銚子市建設工事等入札参加資格者名簿をいう。

(6) 電子入札

電子入札システムにより処理する入開札事務をいう。

(7) 紙入札

紙に記載した入札書及び内訳書等を使用して行う入開札事務をいう。

(8) 電子入札業者

この運用基準において、電子入札システムに参加する入札参加者をいう。

(9) 紙入札業者

電子入札案件に対して、紙に記載した入札書及び内訳書等を使用して行う入札参加者をいう。

(10) ICカード

コアシステム対応認証局が発行した電子証明書を格納しているカードをいい、電子入札業者と銚子市の双方でインターネットなどを利用した電子文書のやり取りを行う際に、なりすましや改ざんを防止するために使用される。

(1) 電子くじ

電子入札システムにおいて、電子くじの公平性を保つため、電子入札業者が入力した任意の数値（くじ入力番号）と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定するシステムをいう。

2 共通事項

2-1 電子入札システムについて

電子入札システムとは、入札手続き及びこれに関連する情報公表等についてインターネット技術を利用して行うシステムである。その導入の目的は、入札過程におけるコストの縮減を図るとともに、透明性の向上及び入札・契約事務の簡素化・合理化等を図るものである。

このシステムは、銚子市が案件の登録、入札書等の受付確認及び通知、開札執行及び開札結果の通知等を行う「発注者機能」、電子入札業者側が入札書の提出等を行う「受注者機能」、電子データの授受、非改ざん等を保証する「電子認証機能」等から構成される。

2-2 電子入札システムの利用者について

電子入札システムを利用する者は、ICカードを取得し、銚子市入札参加資格者名簿に登録された者とする。

2-3 対象入札方式

電子入札システムの対象入力方式は、次の入札方式とする。

- ① 一般競争入札方式

2-4 対象入札案件

この基準は、銚子市が電子入札により発注する、建設工事、製造の請負、測量及び設計等の委託、物品の購入、物品の借り入れ並びに役務の提供の調達案件に適用する。

この基準を適用する入札にあっては、原則として全ての入札参加者が電子入札システムにより電子入札を行うものとする。

2-5 入札情報サービスについて

入札情報サービスとは、調達案件や入札結果等の入札に関する情報をインターネット上に公表するシステムである。その導入の目的は、案件閲覧に伴う物理的・時間的制約等の軽減による入札参加業者における入札機会享受の平準化と、情報を市民に広く公表することで、電子入札における透明性の向上を図るものである。

2-6 入札参加資格申請システムについて

入札参加資格申請システムとは、インターネット上で入札参加資格登録を行うシステムである。その導入の目的は、申請者の書類作成及び市役所への来庁等の負担軽減を図るものである。

2-7 システムに関する問い合わせについて

銚子市電子調達システムに関する問い合わせは、ちば電子調達システムサポートデスクへ

行うこととする。

2-8 システムの運用時間

電子入札システム、入札情報サービス及び入札参加資格申請システムの運用日は、原則として無休とし、運用時間は、次のとおりとする。

対象者	電子入札システム	入札情報サービス	入札参加資格申請システム
受注者	8:00～24:00	0:00～24:00	8:00～24:00

ただし、システムメンテナンス等によりシステムを停止できるものとする。

その場合、ちば電子調達システムポータルサイト又は銚子市ホームページにおいて、当該情報を公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3 電子入札システム

3-1 ICカードの取扱いについて

3-1-1 利用者登録について

電子入札業者は、初めて電子入札システムを利用する場合及び新しくICカードを取得した場合、電子入札システムの利用者登録を行うものとする。

利用者登録は、入札参加資格者名簿とICカードの情報が一致していなければならない。

3-1-2 利用者登録内容の変更について

電子入札業者は、電子入札利用者登録事項に変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

変更内容は以下のものとする。

(1)企業情報

- ①電話番号
- ②FAX番号
- ③部署名

(2)代表窓口情報・ICカード利用部署情報

- ④連絡先名称（部署名等）
- ⑤連絡先郵便番号
- ⑥連絡先住所
- ⑦連絡先氏名
- ⑧連絡先電話番号
- ⑨連絡先FAX番号
- ⑩連絡先メールアドレス

3-1-3 ICカードの名義人について

ICカードの名義人（商号又は名称、住所を含む。以下同じ。）は、銚子市入札参加資格

審査を申請した代表者又は代理人（年間委任状における入札に関する権限の受任者をいう。以下同じ。）とする。ただし、代理人は代表者のＩＣカードを利用できるものとする。

なお、名義人の変更等の事由が発生した場合、必要に応じて再取得等の手続きを行うものとする。

３－１－４　ＩＣカード複数枚の登録について

電子入札業者は、ＩＣカードの喪失又は破損等に備えて、予備のＩＣカードを購入し、あらかじめ利用者登録を行うことを推奨する。

３－１－５　ＩＣカードの更新について

電子入札業者は、使用しているＩＣカードの有効期限切れが間近の場合、ＩＣカードの更新を行うものとする。また、ＩＣカードの更新は、旧ＩＣカードの有効期限内に限り実施可能なものとする。ただし、更新のための新規ＩＣカードは、「ＩＣカード企業名称」「ＩＣカード取得者氏名」「ＩＣカード取得者住所（ローマ字表記）」「所属組織の本店所在地」のカード登録内容のすべてが旧ＩＣカードと一致するものとする。

ＩＣカードの更新後、旧ＩＣカードは有効期限内であっても利用不可能となるため注意するものとする。

３－１－６　ＩＣカードの失効について

電子入札業者は、以下に示す事象が発生した場合、ＩＣカードが失効となるため、速やかに認証局へＩＣカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続きをとるものとする。

- ①紛失・盗難
- ②破損
- ③利用中止
- ④ＩＣカードがロックした時（ＩＣカード用ＰＩＮの誤入力）
- ⑤名義人となっている代表者を変更した時
- ⑥以下に示す、電子証明書情報を変更した時
 - ・ＩＣカード企業名称
 - ・ＩＣカード取得者氏名
 - ・ＩＣカード取得者住所
 - ・所属組織の本店所在地（登記事項証明書記載の本店住所が変更となった場合のみ）
- ⑦利用者が退職した時

３－１－７　入札参加中のＩＣカードの取扱い

電子入札業者は、入札書の提出から開札手続きが終了するまで同一のＩＣカードを使用し、開札予定日前にＩＣカードの有効期限が切れることがないように注意するものとする。

３－１－８　特定建設工事共同企業体におけるＩＣカードの取扱い

特定建設工事共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）用に使用できるＩＣカードは、特定ＪＶの構成員の代表者（入札参加資格者名簿に登載されている者）又は代理人のＩＣ

カードとする。

3-2 対象入札案件の取扱いについて

3-2-1 案件が変更された場合について

銚子市の都合により調達案件情報を修正した場合、銚子市ホームページにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

3-2-2 案件が取り消しされた場合について

銚子市の都合により入札書受付締切予定時刻前及び開札前に調達案件を取り消した場合、既に提出済みの入札書等は無効とし、電子入札システムから電子メールにより、入札参加者に対し中止通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムにより速やかに中止通知書の内容を確認するものとする。ただし、既に入札書等を提出済みの紙入札業者に対しては、中止通知書は発行せず、電話で連絡するものとする。

3-3 入札書の取扱いについて

3-3-1 入札書の提出について

入札参加者は、電子入札案件について、電子入札システムを利用して入札書の提出を行わなければならない。ただし、紙入札業者として入札に参加する場合は、3-6の規定によるものとする。

入札書の提出は、公告文に示す入札書提出期間内に行うものとし、入札書受付締切後は、銚子市はいかなる場合においても入札書を受付けないものとする。

開札予定日は、入札書提出期間の末日の翌日を標準とする。ただし、入札書提出期間の末日の翌日が休日（土日祝日及び年末年始を含む。）の場合、休日の次の平日とする。

入札参加者は、入札書提出期間の末日（締切日時直前）から相当な期間余裕をもって、入札書を提出するものとする。

3-3-2 入札書提出期間を変更した場合について

銚子市の都合により入札書提出期間を変更する場合、既に入札書を提出している者に対し、電子入札システムから電子メールにより、日時変更通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。

3-3-3 入札書提出後の辞退について

入札参加者は、入札参加者の都合により、入札書の提出後に入札を辞退する場合、開札開始予定日時までに、電話等により入札を辞退する旨を入札執行室まで連絡のうえ、入札辞退届を入札執行室に提出するものとする。

3-3-4 入札書未提出の取扱いについて

入札参加者が入札書受付締切予定日時までに入札書の提出を行わず、かつ開札開始予定日時までに入札辞退届の提出を行わなかった場合、「未入札」として取り扱うものとする。

3-4 入札金額内訳書の取扱いについて

3-4-1 入札金額内訳書の添付について

入札参加者は、入札公告の規定により入札金額内訳書を添付する案件については、入札書の提出時に電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、そのファイル容量は3MB以内とする。

添付する内訳書の作成ツールは次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2010形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2010形式以下での保存
3	PDFファイル	Acrobat11以下で作成したもの
4	テキストファイル	—
5	画像ファイル	JPEG及びGIF形式

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できませんので注意してください。

3-4-2 ファイルの圧縮形式について

ファイルの圧縮形式は、zipまたはlzh形式に限定し、自己解凍形式（exe形式）は無効とする。

3-4-3 ウイルス対策について

入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成及び添付する際に、必ずウイルス感染のチェックを行うものとする。

銚子市は、添付された書類にウイルス感染があった場合、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、対応（書類の提出方法等）について協議するものとする。

3-4-4 電子入札システムで添付できない入札金額内訳書の提出について

入札参加者は、添付する入札金額内訳書のサイズが3MBを超える場合、別途指定がある場合及び添付することが困難な場合に限っては、郵送等で提出するものとする。

この場合、「提出書類一覧表」を電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで送信した後、次の手順により郵送等で提出するものとする。

- ①二重封筒とすること。
- ②中封筒に入札金額内訳書を入れ、その表に「入札金額内訳書在中」の旨並びに「案件名」を記入すること。
- ③外封筒に「入札書受信確認通知」を印刷したもの及び「中封筒」を入れること。
- ④郵送に当たっては、入札書受付締切予定日を指定（配達日指定郵便）して、配達記録が残る書留郵便等を利用すること。
- ⑤郵送先は入札執行室とする。

上記の規定にかかわらず、入札執行室から別途指定がある場合は、それに従うものとする。

3-5 開札について

3-5-1 開札方法について

銚子市は、事前に設定した開札予定日時後に、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札業者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録後、電子入札書を一括開封するものとする。

3-5-2 開札時の立ち会いについて

入札参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。

なお、代理人が立ち会う場合は、委任状を立ち会い時に提出するものとする。

開札の立ち会いを希望する者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ちかわせるものとする。

3-5-3 落札候補者の決定について

銚子市は、開札により落札候補者が決定した場合、当該落札候補者の入札参加資格の事後審査を行うため、落札決定を保留するものとする。この場合、入札参加者全員に対し、電子入札システムから電子メールにより、保留通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、保留通知書は発行せず、電話で連絡するものとする。

3-5-4 くじになった場合の取扱い

銚子市は、落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2人以上あり、くじにより落札候補者の決定を行うこととなった場合、電子入札システムにおいて電子くじを実施し、落札候補者を決定するものとする。

紙入札業者の場合は、入札書に記載した「くじ番号」を入札執行者が入力するものとする。ただし、入札書にくじ番号の記載がない場合は、電子入札システムのくじ番号自動生成機能により生成した番号をくじ番号とする。

3-5-5 再度入札について

銚子市は、再度入札が必要な場合、入札参加者のうち再度入札対象者に対し、電子入札システムから電子メールにより、再入札通知書を発行した旨を通知するものとする。

再度入札対象者は、電子入札システムより速やかに再入札通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者の再度入札対象者に対しては、再入札通知書は発行せず、電話で連絡するものとする。

再入札書の提出期限は、銚子市が指定する日時とする。ただし、銚子市が「すべての再入札書等の提出が確認できれば直ちに開札する」旨を再入札通知書に明記してある場合は、すべての再入札書等の提出を確認後、直ちに開札するものとする。

3-5-6 不落随意契約について

銚子市は、不落随意契約（落札者がいないときの随意契約（以下、「不落随契」という。））に移行する場合、見積依頼対象者に、電子入札システムから電子メールにより、見積依頼通

知書を発行した旨を通知するものとする。

見積依頼対象者は、電子入札システムより速やかに見積依頼通知書の内容を確認するものとし、以下のとおり処理を行うものとする。ただし、紙入札業者の見積依頼対象者に対しては、見積依頼通知書は発行せず、電話で連絡するものとする。

- ①見積書の提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと
- ②見積書の提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること

3-5-7 入札の保留について

銚子市は、入札を保留する場合、入札参加者全員に対し、電子入札システムから電子メールにより、保留通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに保留通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、保留通知書は発行せず、電話で連絡するものとする。

3-5-8 開札の延期について

銚子市は、開札を延期する場合、入札参加者全員に対し、電子入札システムから電子メールにより、日時変更通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに日時変更通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、日時変更通知書は発行せず、電話で連絡するものとする。

3-5-9 入札の取止めについて

銚子市は、入札の不調等により入札を取り止めにする場合、入札参加者全員に対し、電子入札システムから電子メールにより、取止め通知書を発行するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに取止め通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、取止め通知書は発行せず、電話で連絡するものとする。

3-5-10 入札結果の公表について

銚子市は、開札を行った場合、入札結果を電子入札システムにおいて速やかに公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

また、銚子市は入札情報サービスにより速やかに入札結果を参照できるようにするものとする。

3-6 電子入札案件に紙入札業者として参加する場合

3-6-1 紙入札業者として参加を認める場合の条件について

銚子市は、次の事由に該当する場合に限り、紙入札業者による入札参加を認めるものとする。

- ①電子入札導入のため、ICカード発行の申請中の場合
- ②ICカードの記載事項（名義人等）の変更により電子入札システムが利用できない場合
- ③ICカードの失効及び破損等でICカードが使用できなくなり、ICカード再発行の申請中の場合
- ④自然災害等によりパソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと

認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できない場合
⑤その他、銚子市がやむを得ないと認めた場合

3-6-2 紙入札業者として参加する場合の取扱いについて

入札参加者は、紙入札業者として入札に参加する場合、公告文に示す入札書提出期間の末日の正午までに「電子入札案件 紙入札方式参加届出書」を入札執行室へ持参し提出するものとする。ただし、紙入札業者として入札参加届出をした後の電子入札業者への変更は認めないものとする。

3-6-3 紙入札業者の入札書の提出方法等について

紙入札業者として入札に参加する場合の入札書は、入札書受付締切予定日時までに入札執行室へ持参し提出するものとする。この場合において、紙入札業者は入札書を入れた封筒に案件名、開札予定日時並びに入札者の住所又は所在地、商号又は名称を記載したうえで、当該封筒を封かん（のり付け）し、代表者印又は使用印で封印（割印）するものとする。

3-6-4 紙入札業者の再度入札について

銚子市は、再度入札となった場合、3-5-5の規定により再度入札を実施するため、紙入札業者は、再入札書受付締切予定日時までに入札書を入札執行室へ持参し提出するものとする。

なお、その際の入札書の提出方法等については、3-6-3のとおりとする。

3-7 入札参加資格審査申請書等について

3-7-1 入札参加資格審査申請書等の提出について

落札候補者は、入札参加資格審査申請書及び添付資料等を書面により提出するものとする。

3-7-2 入札参加資格審査申請書等の審査について

銚子市は、入札参加資格審査申請書及び添付資料等の審査を行い、入札参加資格要件を満たしているか判断する。

3-8 落札者の決定について

入札参加資格審査の結果、入札参加資格要件を満たしていると認められた場合、落札者として決定するものとする。

銚子市は、落札者が決定した場合、入札参加者全員に対し、電子入札システムから電子メールにより、落札者決定通知書を発行した旨を通知するものとする。

入札参加者は、電子入札システムより速やかに落札者決定通知書の内容を確認するものとする。ただし、紙入札業者に対しては、落札者決定通知書は発行せず、電話で連絡するものとする。

4 入札参加資格申請システム

4-1 利用者番号とパスワードの付与

利用者番号とパスワードの付与については、別に定める。

4-2 申請者の責任

4-2-1 利用者番号及びパスワードの管理

申請者は、入札参加資格申請システムの利用の際に、利用者番号及び本人が登録したパスワードについては自己の責任において厳重に管理し、パスワードについては定期的な変更により第三者への漏洩防止に努めることとする。

また、銚子市は、申請・届出等について、厳重に管理された利用者番号及びパスワードを用いて、本人あるいは代理人により行われたものとして処理する。

4-2-2 利用者番号及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等

申請者は、利用者番号及びパスワードの紛失、盗難及び不正使用等が判明した場合は、速やかに銚子市に通知する義務を負い、その指示に従うものとする。

4-2-3 障害等により利用できなくなった場合

申請者は、入札参加資格申請システムが障害等により利用できなくなった場合は、速やかに銚子市に連絡する義務を負い、その指示に従うものとする。

4-2-4 住所等に変更があった場合

申請者は、住所又は所在地、氏名、商号又は名称及びメールアドレス等に変更があった場合は、速やかに銚子市が定める所定の変更手続きを行うものとする。

4-3 申請・届出等の委任

4-3-1 申請・届出等の第三者への委任

申請者が、銚子市に対する申請・届出等を第三者に委任する場合、当該委任を受けて申請・届出等を行う者は、当該手続きに関する全権を委任されたものとする。

4-3-2 申請・届出等の委任による損害

委任に係る申請者若しくは他の第三者が被った損害については、銚子市は一切の責任を負わないものとする。

4-4 個人情報の保護

申請者の個人情報については、個人情報保護関連法令及び銚子市個人情報保護条例等に基づいた取り扱いを行い、個人情報の保護に努めるものとする。

また、申請者は、入札参加資格申請システムにおいて、他人のプライバシーの侵害をする行為をしてはならない。

5 システム障害等の取扱いについて

5-1 銚子市のトラブル

銚子市は、銚子市電子調達システム用サーバー及びネットワーク等に障害が発生し、入札業務が処理できないことが判明した場合、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入札業務の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

この場合、銚子市は、状況に応じて銚子市ホームページ、電子メール及び電話等の手段により入札参加者に連絡・公表するため、入札参加者は最新の情報に留意するものとする。

5-2 電子入札業者のトラブル

5-2-1 入札参加希望者がICカードを紛失又は破損した場合

入札参加希望者は、入札参加前にICカードを紛失又は破損した場合、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、ICカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

ICカードの再発行が間に合った場合又は予備のICカードが準備できている場合は、再発行後のICカード又は予備のICカードにより電子入札システムに参加するものとし、ICカードの再発行が間に合わなかった場合又は予備のICカードを準備できていないときは、速やかに3-6の規定により紙入札業者へ移行する手続きを行うものとする。

5-2-2 プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合

入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合、インターネット接続業者又は認証局等に電話連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3-6の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

また、入札参加希望者は、電子入札参加前に、インターネット接続業者又は認証局等のホームページにアクセスし、サービスの運用状況等のチェックを行うものとする。

5-2-3 停電が起こった場合

入札参加者は、天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合、テレビ・ラジオ等のメディア情報により、復旧の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3-6の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

5-2-4 その他の場合

入札参加者は、上記以外の事象により電子入札システムに参加できなくなった場合、又は電子入札に関する質問等がある場合、ちば電子調達システムポータルサイトに掲載してある、「よくある質問」を参照し、該当事例がある場合は、その対応方法に従い対応するものとする。

また、上記により対応できない場合は、入札執行室に電話連絡を行い、その指示に従い対応するものとする。

6 不正行為等の取扱いについて

6-1 ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて

銚子市は、入札参加者が次に掲げる場合その他ICカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができるものとする。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとする。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、事業の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

不正に使用等した場合の例示

- ①他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ②代表者又は利用者に関する情報が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は利用者のICカードを使用して入札に参加した場合
- ③同一案件に対して、故意に複数のICカードを使用して複数の入札書を提出して入札に参加した場合

6-2 添付された書類にウイルス感染があった場合

3-4-3の規定により、銚子市が警告したにも関わらず有効な処置を講じることなく、再度ウイルスに感染した書類を添付した者については、指名停止等の措置を行うものとする。

7 免責事項

7-1 銚子市電子調達システムの改修、運用の停止等

銚子市は、必要があると認めるときは、銚子市電子調達システムの改修、運用の停止、中止、中断を予告なく行うことができることとする。この場合において発生した利用者の損害について、銚子市は一切の責任を負わないものとする。

7-2 銚子市電子調達システム運用基準の変更

銚子市は、利用者への事前の通知を行うことなく銚子市電子調達システム運用基準（以下「運用基準」という。）を変更できるものとする。利用者は、利用の都度、運用基準を確認することとし、運用基準変更後に銚子市電子調達システムを利用した場合は、変更後の運用基準に同意したものとみなす。